

人間総合科学研究科体育科学専攻博士学位論文審査基準

(審査体制)

博士学位論文の審査等を実施するために設置する学位論文審査委員会は、主査1名と3名以上の副査で構成する。

- ① 主査は、研究科における研究指導担当教員とする。
- ② 主査、副査は博士の学位を有する者とする。ただし、副査については、博士の学位を有していない者を例外的に1名まで認めることができる。
- ③ 審査委員のうち少なくとも1名は、当該専攻以外から選出される者とする。なお、本学大学院の他研究科、他大学の大学院教員又はそれと同等以上の研究業績を有すると専攻教育会議が認めた者として認めることができる。

(評価項目)

- ① 関連分野の国内外の研究動向及び先行研究の把握に基づいて、体育科学分野における当該研究の意義や位置づけが明確に述べられていること。
- ② 体育科学分野の発展に寄与するオリジナルな研究成果が、学術論文として発表するのに相応しい量含まれていること。
- ③ 研究公正についての十分な知識に基づき、研究結果の信頼性が十分に検証されていること。
- ④ 研究結果に対する考察が妥当であるとともに、結論が客観的な根拠に基づいていること。
- ⑤ 研究の背景、目的、方法、結果、考察、結論等が、体育科学分野の博士論文に相応しい形式にまとめてあること。

なお、学位論文の審査を願い出ようとする者は、事前に専攻における予備審査に合格しなければならない。

(評価基準)

筑波大学大学院学則に規定された要件を充足した上で、学位論文が上記の評価項目について妥当と認められ、かつ、最終審査によって以下の2つの基準を満たすことが確認され合格と判定されること。

- ① 学位論文において、体育科学分野における新たな学術的知見が十分含まれる。
- ② 体育科学分野で自立した研究者として研究活動を行うに必要な高い研究能力を有する。